

福岡県医第962号(地)

平成20年7月22日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

岩手・宮城内陸地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い及び被災した国民健康保険、健康保険、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者に係る一部負担金及び保険料等の取扱いについて

平成20年6月14日に発生いたしました岩手・宮城内陸地震による被災に関する診療報酬の請求等の事務の取扱いにつきまして、平成20年7月4日付で厚生労働省保険局医療課から事務連絡が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。今回示されました取扱いは別紙1のとおり日本医師会によりとりまとめられております。

なお、今回の地震による被災により診療録等を滅失または毀損した場合等に該当する保険医療機関が報告されなかったことから、概算による請求の取扱は示されておられません。

また、公費負担医療において、医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求については、公費負担医療担当部局より、同日付で事務連絡「岩手・宮城内陸地震被災地における公費負担医療の請求等の取扱いについて（別紙2参照）が発出され、別紙1の下記4に掲げる11の公費負担医療ごとに取扱いが示されております。

また、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療に関する法律等により、災害等の特別な事情がある被保険者等に対し、保険者等の判断により一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとなっています。今般の地震においても、厚生労働省保険局担当各課から事務連絡が発出され、その被害状況に応じて適切な措置が講じられるよう示されております。（別紙3～4参照）

つきましては、本件について会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事
医療保険副担当理事
後期高齢者医療副担当理事
会長

毛利康茂
島田昇二郎
名取一幸
丸山 泉

別 紙 1



事務連絡(保105)

平成 20 年 7 月 14 日

都道府県医師会
社会保険担当理事殿

日本医師会常任理事

藤 原 淳



岩手・宮城内陸地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い及び被災した国民健康保険、健康保険、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者に係る一部負担金及び保険料等の取扱いについて

平成 20 年 6 月 14 日に発生いたしました岩手・宮城内陸地震による被災に関する診療報酬の請求等の事務の取扱いにつきまして、平成 20 年 7 月 4 日付で厚生労働省保険局医療課から事務連絡が発出されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。今回示されました取扱いは下記 1 から 3 のとおりであります。なお、今回の地震による被災により診療録等を滅失または毀損した場合等に該当する保険医療機関が報告されなかったことから、概算による請求の取扱は示されておられません。

また、公費負担医療において、医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求については、公費負担医療担当部局より、同日付で事務連絡「岩手・宮城内陸地震被災地における公費負担医療の請求等の取扱いについて」(添付資料 1.参照)が発出され、下記 4 に掲げる 11 の公費負担医療ごとに取扱いが示されております。

また、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療に関する法律等により、災害等の特別な事情がある被保険者等に対し、保険者等の判断により一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとなっています。今般の地震においても、厚生労働省保険局担当各課から事務連絡が発出され、その被害状況に応じて適切な措置が講じられるよう示されております。(添付資料(参考資料))

つきましては、本件について貴会会員にご周知賜りますよう、ご高配お願い申し上げます。

なお、本件は日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、「医療保険」―「平成 20 年岩手・宮城内陸地震についての通知」に掲載いたします。

記

1 診療報酬請求書の提出期限等について

(1) 請求書の提出期限について

7 月提出分(6 月診療分)に係る診療報酬請求書の提出期限については、岩手・宮城内陸地震に係る岩手県及び宮城県の災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関に限り、7 月 15 日とすること。また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。



(2) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。なお、請求において、住所により国民健康保険の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に、事業所により被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に、年齢等により後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に請求するものとする。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した事業所等に問い合わせることのほか、過去の診療経緯、被保険者証の色、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を特定すること。
- ② 保険者等を特定した場合にあっては、当該保険者等に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。なお、被保険者証又は被保険者手帳の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤字で「不詳」と記載すること。
- ③ 上記①の方法により保険者等を特定できないものにあっては、住所又は事業所名及び連絡先（確認している場合）について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書については、国保連分、支払基金分それぞれについて別に束ねて請求するものとする。
- ④ 一部負担金の減免措置等を講じられた者（添付資料（参考資料）参照）については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。なお、減免措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤字で「災 1」と記載するとともに、双方の明細書を 2 枚 1 組にし、別に束ねて提出すること。ただし、減免措置に係る診療等とそれ以外の診療等を区分するのが困難な明細書については、赤字で「災 2」と記載すること。また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）に基づき記載すること。
- ⑤ 保険者等が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分については当該不明分につき診療報酬請求書を作成することにより、支払基金分については診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示することにより、一括して所定事項を記載すること。

(3) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(2) の④の方法により行うものとする。

(4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保

険医療機関に問い合わせを行うこと等により、保険者の確認を行うこととし、7 月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る明細書等については、磁気媒体に収録しないで紙レセプトにより請求すること。

3 診療報酬支払の対象について

診療報酬支払の対象については、下記を参考とされたいこと。

(1) 災害救助法の適用となる医療

災害救助法の適用となる医療については、救護班により行われるものに限られることから、これについては、療養の給付、入院時食事療養費等の支給を行う必要がなく、診療報酬支払いの対象とならない。また、療養の給付の対象となる医療のうち、救護班以外の医療関係機関において行われる医療及び保険薬局における調剤は、全て療養の給付の対象となる。

(2) 被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合

被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合には、被災地において、当該保険医が保険診療に従事する保険医療機関から診療報酬の請求が行われることとなる。

(3) 保険医療機関から避難所等に赴いて診療を行った場合

「患家の求めに応じて患家に赴き診察を行った場合」には往診料を算定できることとなり、求めに応じたものであれば算定できる。ただし、2 人目以降については往診料は算定されず初再診料の算定となる。また、在宅患者訪問診療料についても、「在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難」な場合に算定できるが、避難所等にある程度継続して居住している場合には、「在宅」に該当し在宅患者訪問診療料 1 を算定できる。

(4) (1) から (3) で整理されたもの以外で取扱いに疑義が生じたものについては、個々の事例によって対応する。

4 公費負担

公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求については、以下の公費負担医療について、各々取扱いが示されている。(資料 2. 参照)

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- (2) 毒ガス障害者救済対策事業
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (4) 特定疾患治療研究事業等
- (5) 肝炎治療特別促進事業

- (6) 児童福祉法
- (7) 母子保健法
- (8) 生活保護法の医療扶助
- (9) 戦傷病者特別援護法
- (10) 中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の医療支援給付
- (11) 障害者自立支援法

以上

(添付資料)

- 1. 「岩手・宮城内陸地震被災による被災に関する診療報酬の請求等の取扱いについて」
(平 20. 7.4 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

【別添略】

- 2. 「岩手・宮城内陸地震被災地における公費負担医療の請求等の取扱いについて」
(平 20. 7.4 事務連絡 厚生労働省健康局 総務課・疾病対策課・結核感染症課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局 保護課・援護企画課、社会・援護局傷害保険福祉部精神・障害保険課)

(参考資料)

- ・平成 20 年岩手・宮城内陸地震により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料(税)の取扱いについて
(平 20.6.15 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課)
- ・平成 20 年岩手・宮城内陸地震により被災した健康保険被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について
(平 20.6.16 事務連絡 厚生労働省保険局保険課)
- ・平成 20 年岩手・宮城内陸地震により被災した長寿医療制度(後期高齢者医療制度)被保険者に係る一部負担金及び後期高齢者医療保険料の取扱いについて
(平 20.6.15 事務連絡 厚生労働省保険局総務課高齢者医療企画室)

平成20年7月4日

地 方 社 会 保 険 事 務 局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

岩手・宮城内陸地震による被災に関する診療報酬の請求等の取扱いについて

岩手・宮城内陸地震による被災に関する診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されているものであること。

記

1 診療報酬請求書の提出期限等について

(1) 請求書の提出期限について

7月提出分（6月診療分）に係る診療報酬請求書の提出期限については、岩手・宮城内陸地震に係る岩手県及び宮城県の災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関に限り、7月15日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

なお、請求において、住所により国民健康保険の被保険者である旨を確認した者に

係るものについては国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に、事業所により被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に、年齢等により後期高齢者医療の被保険者であると確認した者に係るものについては国保連に請求するものとする。

① 保険医療機関においては、受診の際に確認した事業所等に問い合わせることのほか、過去の診療経緯、被保険者証の色（別紙1参照）、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を特定すること。

② 保険者等を特定した場合にあっては、当該保険者等に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。

なお、被保険者証又は被保険者手帳の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤字で「不詳」と記載すること。

③ 上記①の方法により保険者等を特定できないものにあっては、住所又は事業所名及び連絡先（確認している場合）について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書については、国保連分、支払基金分それぞれについて別に束ねて請求するものとする。

④ 以下の事務連絡により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。

なお、減免措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤字で「災1」と記載するとともに、双方の明細書を2枚1組にし、別に束ねて提出すること。

ただし、減免措置に係る診療等とそれ以外の診療等を区分するのが困難な明細書については、赤字で「災2」と記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・平成20年岩手・宮城内陸地震により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の取扱いについて（平成20年6月15日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）

- ・平成20年岩手・宮城内陸地震により被災した健康保険被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成20年6月16日厚生労働省保険局保険課事務連絡）

- ・平成20年岩手・宮城内陸地震により被災した長寿医療制度（後期高齢者医療制度）被保険者に係る一部負担金及び後期高齢者医療保険料の取扱いについて（平成20年6月15日厚生労働省保険局総務課高齢者医療企画室事務連絡）

⑤ 保険者等が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分については当該不明分につき診療報酬請求書を作成することにより、支払基金分については診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示することにより、一括して所定事項を記載すること。

(3) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(2)の④の方法により行うものとする。

(4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせを行うこと等により、保険者の確認を行うこととし、7月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る明細書等については、磁気媒体に収録しないで紙レセプトにより請求すること。

3 診療報酬支払の対象について

診療報酬支払の対象については、別紙2を参考とされたいこと。

(別紙1)

被保険者証の色

政管健保	カード（表面は淡いオレンジ色）
組合健保	白（※）
船保	被保険者 若草色 被扶養者 びわ色
国共済	水色
地共済	ラベンダー色（薄紫色）
私学共済	ピンク
後期高齢者	各都道府県広域連合により任意

(※) カード化されている場合の色は任意

(別紙 2)

1 災害救助法の適用となる医療

災害救助法の適用となる医療については、救護班により行われるものに限られることから、これについては、療養の給付、入院時食事療養費等の支給を行う必要がなく、診療報酬支払いの対象とならない。

また、療養の給付の対象となる医療のうち、救護班以外の医療関係機関において行われる医療及び保険薬局における調剤は、全て療養の給付の対象となる。

2 被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合

被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合には、被災地において、当該保険医が保険診療に従事する保険医療機関から診療報酬の請求が行われることとなる。

3 保険医療機関から避難所等に赴いて診療を行った場合

「患家の求めに応じて患家に赴き診察を行った場合」には往診料を算定できることとなり、求めに応じたものであれば算定できる。

ただし、2人目以降については往診料は算定されず初再診料の算定となる。

また、在宅患者訪問診療料についても、「在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難」な場合に算定できるが、避難所等にある程度継続して居住している場合には、「在宅」に該当し在宅患者訪問診療料1を算定できる。

4 1から3で整理されたもの以外で取扱いに疑義が生じたものについては、個々の事例によって対応する。

事 務 連 絡

平成 20 年 7 月 4 日

各都道府県民生・衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局

総 務 課

疾 病 対 策 課

結 核 感 染 症 課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母 子 保 健 課

厚生労働省社会・援護局

保 護 課

援 護 企 画 課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精 神 ・ 障 害 保 健 課

岩手・宮城内陸地震被災地における公費負担医療の請求等の取扱いについて

標記公費負担医療の取扱いについては、既に連絡したところでありますが、今般、医療費の請求等の事務について、別添のとおり岩手県及び宮城県に連絡したところであるのでご承知の上、関係者へ周知方お願いします。

【別添】

事務連絡
平成20年7月4日

岩手県

民生・衛生主管部（局）御中

宮城県

厚生労働省健康局

総務課
疾病対策課
結核感染症課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保健課
援護企画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

岩手・宮城内陸地震被災地における公費負担医療の請求等の取扱いについて

標記公費負担医療の取扱いについては、既に連絡したところでありますが、今般、医療費の請求等の事務について、下記のとおり取扱うこととするので、貴管下関係機関への周知方をよろしくお願いします。

なお、診療報酬の請求等の事務については、同日付で、保険局医療課より、事務連絡が別途発出されていることを申し添えます。

記

医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求についての各公費負担医療毎の具体的な取扱いは、別紙の方法によらねたいこと。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

① 医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、可能な限り「認定疾病医療」若しくは「一般疾病医療」であったかを特定すること。

② ①により特定ができた場合は、診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の記入に当たっては、公費負担者番号（認定疾病医療費「18」、一般疾病医療費「19」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。

③ どうしても特定できない場合は、当該患者の明細書については、上部左上空欄に赤色で「原 爆」と表示するとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求することとする。

(2) 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局総務管理部被爆者対策課（電話番号082-513-3115）に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて広島県健康福祉局総務管理部被爆者対策課に請求すること。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（結核の適正医療「10」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(4) 特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(5) 肝炎治療特別促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付「38」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(6) 児童福祉法

- ① 医療機関等は、児童福祉法第20条の児童に対する医療の対象の申し出により取扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（児童福祉法による療育の給付「17」）を記入するとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

- ② 医療機関等は、児童福祉法第21条の5の小児慢性特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付「52」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(7) 母子保健法

医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出により取扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（母子保健法による養育医療「23」）を記入するとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(8) 生活保護法の医療扶助

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（生活保護法の医療扶助「12」）を記入するとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要はないこと。

(9) 戦傷病者特別援護法

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷

病者の当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（「13」）を記入するとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。

(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の医療支援給付

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認することとし、明細書の請求にあつては、公費負担者番号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の医療支援給付「25」）を記載するとともに、氏名欄の余白に住所を併せて記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。

(11) 障害者自立支援法

医療機関等は、自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があつた場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。

事 務 連 絡
平成 20 年 6 月 15 日

岩手県保健福祉部高齢福祉保険課 殿
宮城県保健福祉部国保医療課 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課

平成 20 年岩手・宮城内陸地震により被災した国民健康保険被保険者
に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の取扱いについて

標記については、今般の平成 20 年岩手・宮城内陸地震の被害の甚大さ等に鑑み、当該災害による被災世帯の国民健康保険被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）について、下記内容をあらためて周知することとしたので、関係保険者への連絡・指導等よろしく取り計らいたい。

記

- 1 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 44 条、第 77 条及び第 81 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条、第 20 条の 5 の 2 及び第 717 条の規定、及び「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 30 日保発第 21 号）に基づき、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民健康保険料（税）の減免、徴収猶予及び納期限の延長を行うことができることとなっており、被災被保険者の一部負担金及び国民健康保険料（税）についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の減免額については、その実情に対応して調整交付金を交付する措置を行う予定であること。
- 3 一部負担金及び国民健康保険料（税）の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。

(参照条文)

○ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（抄）

第四十四条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第四十二条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

3 第四十二条の二の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

* 第四十二条の二 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（保険料の減免等）

第七十七条 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（条例又は規約への委任）

第八十一条 この章に規定するもののほか、賦課額、料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）

（徴収猶予の要件等）

第十五条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基づき、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

- 一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。

- 二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気に
かかり、又は負傷したとき。
 - 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
 - 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
 - 五 前各号の一に該当する事実と類する事実があつたとき。
- 2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、地方団体の徴収金の法定納
期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとな
つた日）から一年を経過した後、その納付し、又は納入すべき額が確定した場合に
おいて、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入
することができない理由があると認めるときは、その納付し、又は納入することが
できないと認められる金額を限度として、その地方団体の徴収金の納期限内にされ
たその者の申請に基き、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予す
ることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 3 地方団体の長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予を
した期間内にその猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得
ない理由があると認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により、その期
間を延長することができる。ただし、その期間は、すでにその者につき前二項の規
定により徴収を猶予した期間とあわせて二年をこえることができない。
- 4 地方団体の長は、第一項若しくは第二項の規定により徴収を猶予したとき、又は
前項の規定によりその期間を延長したときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者
に通知しなければならない。前三項の申請につき徴収の猶予又は期間の延長を認め
ないときも、また同様とする。

（災害等による期限の延長）

第二十條の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法
律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立て
に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為
をすることができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、
当該期限を延長することができる。

（水利地益税等の減免）

第七百十七條 地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において水利地
益税等の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける
者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、
当該水利地益税等を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、こ
の限りでない。

別 紙 4

事 務 連 絡
平成20年6月16日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課

平成20年岩手・宮城内陸地震により被災した健康保険被保険者等
に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について

標記については、今般の平成20年岩手・宮城内陸地震の被害の甚大さ等にかんがみ、当該災害による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記内容をあらためて周知することとしたので、よろしく取り計らいたい。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の平成20年岩手・宮城内陸地震に係る被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。その手続については、別添1（平成18年9月14日保保発第0914003号）を参照されたいこと。

2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について

地震により被災した事業所等に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、別添2の平成16年11月16日保保発第1116001号の1及び2並びに別添3の平成16年10月27日付事務連絡の1にお示ししている事項に留意の上、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

3 被保険者証の取扱いについて

地震による被災により被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、別添3の平成16年10月27日付事務連絡の2及び3（1）にお示ししている事項に留意の上、適切に対応されたいこと。

また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられていること（別添4参照）。

4 保険給付費等の支払いについて

① 被災した被保険者から給付金等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払

いを行うこと。

- ② 被災地域に所在する事業所に対して健康保険料の納付期限の延長措置等を講じたことにより、収入が一時的に不足し診療報酬等の支払いが困難な場合については、準備金等の一時繰入を行う等により対応すること。

なお、準備金等の繰入等のため、緊急に予算を変更する必要がある場合については、理事長専決により対応することも差し支えないこと。

5 その他

上記の1又は2の措置を講ずる場合については、被災被保険者等又は被災した事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記3について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

保保発第0914003号
平成18年9月14日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第157号）が平成18年10月1日から施行されるところであり、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第75条の2第1項又は船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）第28条ノ3ノ3第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに健保法第110条の2第1項及び第2項又は船保法第31条ノ2ノ2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の内容については、平成18年6月21日保発第0621003号及び平成18年9月8日保発第0908006号において示されたところであるが、その具体的な取扱いについては下記によることとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

1 一部負担金等の徴収猶予

保険者は、被保険者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと（2において「減免事由に該当したこと」という。）により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該被保険者の申請により、6ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該被保険者又はその被扶養者（以下「被保険者等」という。）が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該被保険者等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、保険者が当該一部負担金等を当該被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

2 一部負担金等の減免

保険者は、被保険者が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該被保険者の申請により当該被保険者及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

3 前記1及び2の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記1及び2の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各保険者の判断により弾力的に実施すること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、申請書（別紙様式1参照）を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

(1) 保険者は、健保法第75条の2第1項又は健保法第110条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（別紙様式2参照）を申請者に交付するものとする。

(2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けようとするときは、(1)の証明書を健康保険被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

(1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に健康保険被保険者証に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。

(2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

(1) 保険者は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。

① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすること

が不相当であると認められるとき。

② 一部負担金の納入を免がれようとする行為があったと認められるとき。

- (2) 保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該被保険者等が保険医療機関等について療養の給付等を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免がれた額を当該保険者に返還させるものとする。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額
免除 除 申請書
徴収猶予

被保険者証記号番号						
被保険者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減額等を 希望する 対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷病名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

[社会保険事務所長
健康保険組合理事長] 殿

被保険者 住 所
氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

一部負担金等 減 額
免除 除 証明書
徴収猶予

被保険者証記号番号					
被保険者	氏名		生年月日		性別
	住所				
対象者	氏名		生年月日		性別
	住所				
減免等の内容					
減 額 負担割合 割			有効期限		
免 除			平成 年 月 日		
徴収猶予					

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

社会保険事務所長
健康保険組合理事長



備考

- 1 この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 3 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 4 対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

(別添2)

保保発第1116001号

平成16年11月16日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

新潟県中越地震により被災した事業所等に対する健康保険料の
納期限の延長等について

この度の新潟県中越地震の被害にあわれた健康保険組合ならびに組合員の皆様方には慎んで心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震により被災した事業所等に対する健康保険組合の事務処理については、平成16年10月27日付の事務連絡によりご案内したところでありますが、今般、保険料の納期限の延長についても措置を講ずることができることとなりました。

なお、保険料の納期限の延長等に係る事務を行う場合にあっては、健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）第183条により国税徴収の例によることとされているので、国税通則法（昭和37年4月2日法律第66号）に基づき、次の事項に留意の上取り扱い願います。

また、被災者の収容等が可能な保養施設等を保有している健康保険組合については、実情に応じて被災者の救済のために、その活用についてご協力をお願いします。

記

1. 納期限の延長（国税通則法第11条）

（1）納期限の延長となる保険料

納期限の延長となる保険料は、健康保険組合が延長公示等で定める指定地域の事業所等に係るもので、災害の発生した日（平成16年10月23日）から延長した納期限までの間に納期限が到来するものであること。

(2) 延長後の納期限及び指定地域について

延長後の納期限及び延長後の納期限が適用される地域について、健康保険組合が公示等で定めることとなるが、その場合は、別添の政府管掌健康保険の取り扱いを参考とされたいこと。

なお、延長後の納期限については、別途連絡するものであること。

(3) 納期限の延長の周知について

納期限の延長の措置を講じた場合は、納入告知書又は納付書については、延長する前の納期限により作成することとし、納期限の延長となった保険料の金額等を明示（参考1）して、納入告知書又は納付書に同封して送付すること。

(4) 督促状の送付及び延滞金

納期限が延長された保険料に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。

また、延滞金については、延長後の納期限を基準として算出すること。（国税通則法第63条第2項）

2. 健康保険料の納付猶予について

(1) 納付猶予の申請手続き

① 災害により、納付者がその財産につき相当な損失を受けたときは、納付者の申請（参考2）に基づき、その保険料の納付を1年以内に限り猶予することができること。（国税通則法第46条第1項）

② 上記①に該当しない場合においても災害により、保険料を納付することができないと認められるときは、納付者の申請（参考3）に基づき、その保険料の納付を1年以内に限り猶予することができること。（国税通則法第46条第2項前段）

③ なお、上記①の猶予をした期間内に保険料を納付することができないと認められるときは、納付者の申請（参考3）に基づき、その保険料の納付を1年以内に限りさらに猶予することができること。（国税通則法第46条第2項後段）

(2) 納付の猶予期間の延長

上記（1）②又は③の納付の猶予をした場合において、その猶予をした期間内に保険料を納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは、納付者の申請（参考4）に基づき、その期間を延長することができること。

なお、延長することができる期間は、上記（1）②又は③で納付の猶予をした期間とあわせて2年を超えることができないこと。（国税通則法第46条第7項）

(3) 指定地域以外の事業所等に係る保険料の納付猶予

公示等で定める指定地域外の事業所等に係る保険料については、（1）及び（2）の取り扱いの例により、その保険料の納付の猶予をすることができること。

(4) 納付の猶予等の通知

納付の猶予又は猶予期間の延長の申請に基づき、納付の猶予又は猶予期間の延長を決定したときは、その旨を納付者に通知（参考5）しなければならないこと。

また、納付の猶予又は猶予期間の延長を認めない決定をした場合も同様であること。（国税通則法第47条）

(5) 督促状の送付及び延滞金

納付の猶予及び猶予期間の延長が行われている期間内は、督促状を送付しないこと。

また、(1)、(2) 及び (3) の納付猶予を行った場合で、当該猶予期間に対応する延滞金は免除となること。（国税通則法第63条第1項）

3. その他

(1) 納期限の延長等の措置を講じたことによる保険給付費等の支払い、社会保険診療報酬支払基金に対する拠出金等（老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護給付費納付金）の納付猶予の申出、平成16年度変更予算の取り扱いについては、平成16年10月27日付事務連絡の「3. 健康保険組合における当面の事務処理について」から変更はないこと。

(2) 新潟県中越地震に関する事務連絡（参考6、7）が厚生労働省保険局医療課より発出されており、その写しを送付するので参考とされたいこと。

○社会保険庁告示第二十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十三條及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十四條の規定並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第八十九條の規定（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一條及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三十五号）第三條第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び児童手当法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、政府の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所し又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第十條の規定する場合においては、同條の規定により船舶所有者とされる者）並びに当該地域に住所し又は主たる健康保険法第三條第四項の規定による被保険者、船員保険法第十九條ノ三第一項の規定による被保険者、厚生年金保険法附則第四條の三第一項の規定による被保険者（同條第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者に係るもので、その期限が平成十六年十月二十三日以降に到来するものについては、その期限を別途社会保険庁告示で定める期日まで延長する。

平成十六年十一月十二日

社会保険庁長官 村瀬 清司

都道府県名	指 定 地 域
新 潟 県	長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、栃尾市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、三島郡三島町、三島郡与板町、三島郡和島村、三島郡出雲崎町、古志郡山古志村、北魚沼郡川口町、南魚沼郡塩沢町、中魚沼郡川西町、中魚沼郡津南町、中魚沼郡中里村、刈羽郡小国町、刈羽郡刈羽村、刈羽郡西山町、東頸城郡安塚町

事業主
任意継続被保険者様
特例退職被保険者

〇〇健康保険組合

健康保険の保険料についてのお知らせ

このたびの新潟県中越地震により、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興とご健勝をお祈りいたします。

納付期限を延長します

当健康保険組合では、今回の地震で被災した下記の地域に所在する事業所、任意継続被保険者、特例退職被保険者の健康保険料につきまして、〇〇月分の保険料の納付期限を延長することとしましたのでお知らせします。

この延長措置は、法令に基づく災害などにより保険料の支払が困難になった場合の特例措置です。具体的な納期限の延長期間は「災害のやんだ日」として当組合が定める日から2ヶ月以内の日となりますが、この延長措置後の納期限につきましては改めてご連絡いたします。

また、納入告知書（納付書）に記載された納期限は延長する前の納期限ですので、延長後の納期限にお読み替え願います。

長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、栃尾市、魚沼市、
南魚沼市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、三島郡三島町、
三島郡与板町、三島郡和島村、三島郡出雲崎町、古志郡山古志村、
北魚沼郡川口町、南魚沼郡塩沢町、中魚沼郡川西町、中魚沼郡津南町、
中魚沼郡中里村、刈羽郡小国町、刈羽郡刈羽村、刈羽郡西山町、
東頸城郡安塚町

または、納付猶予の制度があります

納期限の延長の取り扱いが終了した場合は、延長後の納期限までに保険料を納めていただくこととなりますが、引き続き保険料の納付が困難な状況にある場合は、さらに保険料の納付を猶予する制度があります。

なお、納期限の延長前に納付猶予を妨げるものではありません。この制度を利用される方は当健康保険組合までご連絡ください。

今回延長措置の対象となった保険料額（平成16年〇〇月分健康保険料）

円

（お問い合わせ先）

〇〇健康保険組合〇〇部（課）

担当者：〇〇〇〇

TEL：（ ）－

健康保険料納付猶予申請書

被保険者証の 記 号 番 号			告 知 番 号		
納付すべき	年 度	平成	年度		
	月 分	平成	年	月分	
	納 期	平成	年	月	日
保 険 料	金 額				
猶予申請を する金額 及び期間	金 額				
	期 間	自	平成	年	月 日
被害の状況					
財産の種類ご とに詳しく、 また保険金に より補填され るときはその 旨記入してく ださい。					
上記のとおり申請します。 所在地 名 称 申請者 ○○健康保険組合理事長 殿					
印					

※猶予金額	円				
※猶予期間	自	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日

(注) この申請書には、市区町村長または消防署長の発する罹災証明書を添付して下さい。

※印欄には記入しないで下さい。

健康保険料納付猶予申請書

被保険者証の 記 号 番 号			告 知 番 号			
納付すべき	年 度	平成 年度				
	月 分	平成 年 月分				
	納 期	平成 年 月 日				
保 險 料	金 額					
猶予申請を する金額 及び期間	金 額					
	期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日				
猶 予 申 請 の 理 由						
上記のとおり申請します。 所在地 名 称 申請者 ○○健康保険組合理事長 殿						

※猶予金額	円				
※猶予期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日				

(注) この申請書には、市区町村長または消防署長の発する罹災証明書を添付して下さい。

※印欄には記入しないで下さい。

健康保険料納付猶予期間延長申請書

被保険者証の 記 号 番 号			告 知 番 号		
猶 予 後 の 納 付 す べ き 保 険 料	年 度	平成	年度		
	月 分	平成	年	月 分	
	納 期	平成	年	月	日
	金 額				
猶予期間の延 長を申請する 金額及び期間	金 額				
	期・間	自 平成	年	月	日
		至 平成	年	月	日
猶 予 期 間 の 延 長 申 請 の 理 由					
上記のとおり申請します。 所在地 名 称 申請者 印 ○○健康保険組合理事長 殿					

※猶予金額	円				
※猶予期間	自 平成	年	月	日	
	至 平成	年	月	日	

(注) この申請書には、市区町村長または消防署長の発する罹災証明書を添付して下さい。

※印欄には記入しないで下さい。

保険料等納付猶予通知書

平成 年 月 日付で申請されました平成 年 月分に係る標記

保険料について、下記のとおり猶予したので通知します。

記

1 金 額 円

2 猶予期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

平成 年 月 日

所在地

名 称 ○○健康保険組合

氏 名 理事長 ○○ ○○

申 請 者

殿

(別添3)

事 務 連 絡
平成16年10月27日

健康保険組合 殿

厚生労働省保険局保険課

新潟県中越地震に関する健康保険組合の事務処理について

このたびの新潟県中越地震の被害にあわれた健康保険組合ならびに組合員の皆様方には慎んで心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震被害に関して、貴組合において被災した事業所の事業主や組合員・家族に対して下記の事項に留意し、その周知徹底を図られるようお願いいたします。

記

1. 被災した事業所の事業主に対する周知事項について

被災地域に所在する事業所の被災状況と当該事業所の事業活動等の実態を把握し、被災した事業所の事業主については、下記の事項について周知を図ること。

この場合、個別事業所毎の状況に応じた措置を連絡すること。(別添1参考)

・ 健康保険料の納付の猶予について

被災のため平成16年9月分以降の健康保険料の納付が困難な事業所については、保険料の納付猶予の申請が行えるものであること。

2. 組合員に対する周知事項について

被災した組合員に対して次の事項の周知を図ること。

この場合、被保険者証の再発行に関しては貴組合の実態に応じた対応を連絡すること。(別添2参考)

- ① 被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者又は被扶養者は速やかに再交付申請を行うこと。
- ② 被災又は避難した被保険者及び被扶養者が治療を必要とするときは、被保険者証の再発行が間に合わない場合であっても病院等の窓口で、氏名・生年月日・事業所名を申立することにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。

3. 健康保険組合における当面の事務処理について

(1) 健康保険被保険者証の再交付事務について

被保険者証等の再発行業務が停止状態の健康保険組合にあつては、早急にその体制を整えること。

なお、再交付の申請が事業主を経由することが困難などの理由により直接健康保険組合に申請があつた場合であっても、速やかに被保険者証の再交付を行うこと。

(2) 保険給付費等の支払いについて

① 被災した被保険者から給付金等の申請があつたときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

② 被災地域に所在する事業所に対して健康保険料の納付期限の延長措置等を講じたことにより、収入が一時的に不足し診療報酬等の支払いが困難な場合については、準備金等の一時繰入を行う等により対応すること。

(3) 老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護給付費納付金の納付猶予について

被災した健康保険組合にあつては、老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護給付費納付金の納付猶予を社会保険診療報酬支払基金に申し出ることができること。

(4) 平成16年度の変更予算について

被災による保険給付費等の増加などにより、準備金の繰入を行う等の変更予算を組む場合であつて、緊急やむを得ないときの決定については、理事長専決による方法でも差し支えないこととするので、その旨地方厚生(支)局主管課に申し出ること。

事業主様

〇〇健康保険組合

健康保険の保険料についてのお知らせ

このたびの新潟県中越地震において、被害にあわれた事業主及び従業員の皆様方には慎んで心よりお見舞い申し上げます。

納付猶予の制度があります

当健康保険組合では、今回の地震で被災した貴事業所の健康保険料につきまして、支払いが困難な場合は、「災害のやんだ日」として組合が定める日から2ヶ月以内に、事業主より健康保険料の納付猶予の申請がなされた場合は、被災した貴事業所の状況等を勘案のうえ、納付期限から1年以内の間に健康保険料の納付を猶予致しますので、利用される方は当健康保険組合までご連絡ください。

(お問い合わせ先)

〇〇健康保険組合〇〇部(課)

担当者: 〇〇〇〇

TEL: () -

健康保険組合からのお知らせ

—新潟県中越地震に被災された皆様へ—

〇〇健康保険組合

このたびの新潟県中越地震において、被害にあわれた被保険者又は被扶養者の皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震で被災された当健康保険組合の被保険者及びその被扶養者の方には、次のような特例措置が講じられていますが、健康保険組合では健康保険証（被保険者証）を紛失・消失された方への再交付を行っていますので、できるだけ早く再交付申請の手続きをされますようお願いいたします。

なお、被保険者証の再交付については、通常事業主を経由していただきますが、それが困難なときは健康保険組合に直接連絡してください。

健康保険証がない場合でも病院・診療所で受診できます

健康保険証（被保険者証）の再交付が間に合わないでも、医療機関の窓口で次の事項を申告すれば受診できることになっています。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③勤務する事業所名

なお、ご不明な点などありましたら、当健康保険組合までご連絡下さい。

（お問い合わせ先）

〇〇健康保険組合〇〇部（課）

担当者：〇〇〇〇

TEL

(別添4)

事 務 連 絡

平成20年6月15日

岩手社会保険事務局
岩手県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）
 後期高齢者医療主管課（部）
宮城社会保険事務局
宮城県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）
 後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

岩手・宮城内陸地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について

今月14日に発生した岩手・宮城地震の被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、岩手社会保険事務局及び宮城社会保険事務局におかれては、管下保険医療機関及び保険薬局の被害状況並びに療養の給付等を行うに当たって現時点で支障を来している事情等（平成16年新潟県中越地震の際の対策（別紙参照）の各項目を必要とする状況下にある保険医療機関等があるか否か等）について、岩手県、宮城県、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係者から情報収集し、下記まで報告されたい。

厚生労働省保険局医療課医療係
TEL:03-5253-1111（内線3276）
FAX:03-3508-2746

〈別紙〉

事 務 連 絡
平成16年11月 4日

地方社会保険事務局 殿
都道府県民生主管部 (局)
国民健康保険主管課 (部) 殿
都道府県老人医療主管部 (局)
老人医療主管課 (部) 殿

厚生労働省保険局医療課

新潟県中越地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて

新潟県中越地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについては、当面、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

なお、この取扱いについては、関係局とも協議済みであることを申し添える。

また、被災のため、被保険者証等を家に残してきたまま避難している等の理由により、医療機関に提示できない場合、受診できる取扱いとしていることについては、別紙のとおり該当県には連絡しているところであるが、被災者が該当県以外で受診する場合においても同様の取扱いであるので、御承知の上関係機関等に周知願いたい。

記

1 保険医療機関等の建物が全半壊した場合の取扱い

保険医療機関である医療機関又は保険薬局である薬局の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設医療機関等」という。）において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

2 保険調剤の取扱い

- (1) 住家の全半壊等により、服薬中の薬剤を滅失した被災者が、処方せんを持参せ

ずに調剤を求めてきた場合については、以下の要件のいずれにも該当する場合には、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

- ① 交通遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむをえない理由により、医師の診療を受けることができないものと認められること。単に当該患者の主治医が診療していないというだけでは認められないこと。
 - ② 電話、処方せん以外のメモなどで医師がらの処方内容が確認できること。
また、医療機関と連絡がとれない場合であって、処方内容が安定した慢性疾患であることが薬歴などによって明らかな場合についても認めるが、その場合にあつては、事後的に医師に処方内容を確認するものとする。
 - ③ 必要最小限の調剤であること。
- (2) 被災地の保険薬局において、次に掲げる処方せんを受け付けた場合においては、それぞれに掲げる事項を確認した上で、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。
- ① 保険者番号、被保険者証・被保険者手帳の記号・番号の記載がない処方せん
被災により、被保険者証、健康手帳等を保険医療機関に提示できなかった場合であること。
この場合、保険薬局において、加入の保険及び被用者保険の被保険者等にあつては事業所名、国民健康保険の被保険者及び老人医療受給対象者にあつては住所を確認するとともに、調剤録に記載しておくこと。
なお、老人医療受給対象者については、さらに被用者保険、国民健康保険のいずれの加入者であるか確認し、被用者保険の加入者にあつては、可能な場合には事業所名についても確認し、調剤録に記載しておくこと。
 - ② 保険医療機関の記載がない処方せん
処方せんの交付を受けた場所を患者に確認すること。
なお、処方せんの交付を受けた場所が、救護所、避難所救護センター、その他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取り扱えないものであること。
- (3) 災害救助法に基づく医療の一環として、救護所、避難所救護センター等で処方せんの交付を受けたと認められる場合には、当該調剤に係る報酬は救護所の設置主体である区市町に請求するものであること。
ただし、災害救助法が適用されている期間内において処方せんが交付され、かつ調剤されたものであること。

3 訪問看護の取扱い

- (1) 老人訪問看護基本療養費及び訪問看護基本療養費（以下「基本療養費」という。）については、「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準」及び「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準」の施行について（平成14年3月8日保発第0308002号）において、老人訪問看護指示書及び訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に記載された有効期間内（6か月を限度とする）に行った指定老人訪問看護及び指定訪

問看護（以下「訪問看護」という。）について算定する取扱いとされているところであるが、次の①から③のいずれにも該当する場合には、基本療養費の算定ができるものとする。

- ① 平成16年10月23日以前に主治医の指示書の交付を受けている利用者であること。
 - ② 医療機関等が新潟県中越地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合であって、被災のため主治医と連絡がとれず、平成16年10月24日以降指示書の交付を受けることが困難なこと。
 - ③ 老人訪問看護ステーション及び訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）の看護師等が利用者の状態からみて訪問看護が必要と判断し訪問看護を実施したこと。
- (2) 老人訪問看護管理療養費及び訪問看護管理療養費（以下「管理療養費」という。）については、平成14年3月8日保発第0308002号通知において、利用者に係る老人訪問看護計画書及び老人訪問看護報告書又は訪問看護計画書及び老人訪問看護報告書（以下「計画書等」という。）を主治医に提出するなど計画的な管理を継続して行った場合に算定する取扱いとされているところであるが、医療機関等が新潟県中越地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合であって、被災のため主治医と連絡がとれず、やむを得ず計画書等を主治医に提出することができない場合であっても、管理療養費の算定ができるものとしたこと。
- (3) 前記(1)及び(2)の取扱いは、平成16年11月末までの訪問看護としたこと。
- (4) 訪問看護ステーションは、前記(1)から(3)により訪問看護を実施した場合は、その旨を訪問看護記録書に記録しておくこと。

事 務 連 絡

平成20年6月15日

岩手県後期高齢者医療主管課 }
宮城県後期高齢者医療主管課 } 御中

厚生労働省保険局総務課
高齢者医療企画室

平成20年岩手・宮城内陸地震により被災した長寿医療制度
(後期高齢者医療制度) 被保険者に係る一部負担金及び後期
高齢者医療保険料の取扱いについて

標記については、今般の平成20年岩手・宮城内陸地震の被害の甚大さ等に鑑み、当該災害による被災世帯の後期高齢者医療被保険者(以下「被災被保険者」という。)に係る一部負担金及び後期高齢者医療保険料について、下記内容をあらためて周知することとしたので、貴管内の後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)及び市町村への連絡・指導等よろしく取り計らいたい。

記

- 1 長寿医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第69条、第111条及び第115条の規定並びに「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについて」(平成20年3月24日保総発第0324005号)に基づき、広域連合は一部負担金の減免及び徴収猶予並びに後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予を行うことができることとされており、また、市町村は後期高齢者医療保険料の徴収に係る納期限の延長を行うことができることとされているので、被災被保険者に係る一部負担金及び後期高齢者医療保険料についても、被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る一部負担金及び後期高齢者医療保険料の減免額については、その実情に対応して調整交付金を交付する措置を行う予定であること。
- 3 一部負担金及び後期高齢者医療保険料の減免等については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。

(参照条文)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

第六十九条 後期高齢者医療広域連合は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関等に第六十七条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
 - 二 一部負担金の支払を免除すること。
 - 三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。
- 2 前項の措置を受けた被保険者は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うことをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。
- 3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

（保険料の減免等）

第百十一条 後期高齢者医療広域連合は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（条例等への委任）

第百十五条 この款に規定するもののほか、保険料の賦課額その他保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従つて後期高齢者医療広域連合の条例で定める。

- 2 この款に規定するもののほか、保険料の額の通知その他保険料の徴収に関する事項（特別徴収に関するものを除く。）は政令で定める基準に従つて市町村の条例で、特別徴収に関して必要な事項は政令又は政令で定める基準に従つて市町村の条例で定める。